

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば、薬価が低い薬剤を処方できるため、医療費の軽減につながります。また、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を処方する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では、一般名処方について十分に説明することを心がけております。また、令和 6 年10月から患者様のご希望で先発薬品処方の際は別途料金が発生する場合がございます。ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

うめだクリニック 院長